

自宅付近が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた親族の捜索を継続できなかったことによる精神的損害が賠償された事例。

## 全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2及びX 3（以下、申立人ら3名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

- (1) 申立人X 1と被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧（以下、「別紙一覧」という。）記載1の各損害項目（ただし、(1)ないし(13)については、本項(4)の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。
- (2) 申立人X 2と被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧記載2の各損害項目（ただし、(1)ないし(5)については、本項(4)の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。
- (3) 申立人X 3と被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧記載3の各損害項目（ただし、(1)ないし(5)については、本項(4)の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### (4) 期 間

自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

（ただし、精神的損害（避難慰謝料）については、平成23年3月11日から平成24年11月30日までとする。）

### 2 和解金額

- (1) 被申立人は、申立人X 1に対し、別紙一覧記載1の損害項目に係る和解金として、合計金15,148,268円の支払義務のあることを認める。
- (2) 被申立人は、申立人X 2に対し、別紙一覧記載2の損害項目に係る和解金として、合計金5,545,356円の支払義務のあることを認める。
- (3) 被申立人は、申立人X 3に対し、別紙一覧記載3の損害項目に係る和解金として、合計金3,205,700円の支払義務のあることを認める。

### 3 既払い金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、仮払補償金として金1,900,000円を支払い済みであること及び既払い金全額について前項の和解金額と清算することを相互に確認する。

### 4 支払方法

(省略)

## 5 清算

申立人らと被申立人は、1項(4)記載の期間に発生した別紙一覧記載1、2、3に掲げる各損害項目(ただし、別紙一覧記載1(12)ないし(15)、2(4)ないし(6)及び3(4)ないし(6)を除く。)に係る賠償請求に関しては、その遅延損害金を含め、本和解契約書に定めるものの外、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

## 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月21日

(仲介委員 犀川 治)

## 別紙

### 損害項目一覧

#### 1 申立人X1

(1) 避難費用(交通費)	金133,000円
(2) 避難費用(滞在費)	金126,000円
(3) 生活費増加分(物品購入費)	金965,598円
(4) 生活費増加分(衣類、寝具、電化製品等)	金279,208円
(5) 生活費増加分(同一世帯内での移動)	金316,000円
(6) 就労不能損害	金4,935,732円
(7) 一時立入り費用(交通費)	金80,000円
(8) 一時立入り費用(宿泊費)	金16,000円
(9) 生命・身体的損害(放射線検査)	金18,000円
(10) 生命・身体的損害(医療費)	金5,130円
(11) 通院交通費	金20,000円
(12) 通院慰謝料	金33,600円
(13) 精神的損害(避難慰謝料)	金2,570,000円
(14) 精神的損害(申立外Bの捜索を継続できなかったことによる慰謝料)	金450,000円
(15) 財物損害(家財一式)	金5,200,000円

## 2 申立人 X 2

- |   |                 |
|---|-----------------|
| (1) 就労不能損害                                      | 金 1, 306, 356 円 |
| (2) 生命・身体的損害（放射線検査）                             | 金 18, 000 円     |
| (3) 通院交通費                                       | 金 75, 000 円     |
| (4) 通院慰謝料                                       | 金 126, 000 円    |
| (5) 精神的損害（避難慰謝料）                                | 金 2, 570, 000 円 |
| (6) 精神的損害（申立外 B、同 C 及び同 D の捜索を継続できなかったことによる慰謝料） | 金 1, 450, 000 円 |

## 3 申立人 X 3

- |   |                 |
|---|-----------------|
| (1) 生命・身体的損害（放射線検査）                             | 金 18, 000 円     |
| (2) 生命・身体的損害（医療費）                               | 金 4, 300 円      |
| (3) 通院交通費                                       | 金 5, 000 円      |
| (4) 通院慰謝料                                       | 金 8, 400 円      |
| (5) 精神的損害（避難慰謝料）                                | 金 2, 570, 000 円 |
| (6) 精神的損害（申立外 B、同 C 及び同 D の捜索を継続できなかったことによる慰謝料） | 金 600, 000 円    |